

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年2月14日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 3件 |
| 国民年金関係                | 2件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川）（受）第 2300295 号

厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川）（厚）第 2300047 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月10日は28万1,000円、平成16年6月30日は21万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和23年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成15年12月10日  
② 平成16年6月30日

私は、A社において、請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間①及び②の賞与が振り込まれたことが確認できる預金通帳（写）を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳（写）、複数の元従業員から提出された請求期間①及び②に係る「給料支払明細書」（写）（以下「賞与明細書（写）」という。）及び預金通帳（写）、元従業員の賞与明細書（写）に係る事業主の回答並びに複数の元従業員の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の預金通帳（写）及び複数の

元従業員の賞与明細書（写）における各社会保険料率等により推認できる賞与支払額から、請求期間①は28万1,000円、請求期間②は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、令和5年1月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は、平成15年12月10日及び平成16年6月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2300266 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（国）第 2300016 号

## 第 1 結論

平成 12 年 4 月から平成 16 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和 39 年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 12 年 4 月から平成 16 年 6 月まで

私は、平成 12 年 3 月にそれまで勤務していた事業所を退職した後、同年 4 月頃に A 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。また、請求期間の国民年金保険料については、A 市から転出後、B 市、C 市及び D 市の順に複数回転居をしており、その転居時期、保険料の納付時期及び金額等について具体的には覚えていないが、それぞれの役所の窓口又は役所内に入っていた金融機関の窓口で、基本的には納期限までには毎月納付書に現金を添えて納付していたと思う。しかし、国の記録では、請求期間が国民年金保険料の未納期間となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続は、平成 12 年 4 月頃に A 市役所で行ったと主張している。しかしながら、請求者が A 市の直後に居住していた B 市から提出された「国民年金システム」に保存されている画面（個人照会）のハードコピー及び年金事務所から提出された同市の「国民年金全件リスト」によると、請求者が、他の公的年金離脱を理由とする国民年金第 1 号被保険者資格の取得日を、請求期間の始期である平成 12 年 4 月 1 日とする届出を行った日は、同年 12 月 13 日であることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者の当該取得日を同年 4 月 1 日とする処理日は平成 13 年 1 月 19 日となっており、当該処理日より前に同資格を取得する手続が行われた記録は確認できないことから、請求者の切替手続は平成 12 年 12 月頃に B 市において行われたものと推認され、請求者の主張する切替手続時期及び場所と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、当時居住していた A 市、B 市、C 市及び D 市のそれぞれの役所の窓口又は同役所内に入っていた金融機関の窓口で、納付してい

た旨主張しているが、納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求期間のうち、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間については、制度上、保険料を市役所の窓口で納付することができない上、請求者が平成 14 年頃以降に居住していたと陳述する C 市及び D 市は、役所内に設置されていた金融機関の窓口において国庫金の収納は取り扱っていないため、平成 14 年 4 月以降、役所内で保険料を納付することはできない旨回答している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する A 市、B 市、C 市及び D 市並びにこれらの自治体の役所内に設置されている金融機関は、請求期間当時の保険料の納付状況を確認できる資料は保存期間経過のため保管していない旨回答している。

なお、請求者から、請求期間の国民年金保険料を納付していたと思われる日付、金融機関及び区役所が記載されている手帳が見付かったことに加えて、請求期間において E 市 F 区にも居住していたことを思い出したとして、納付先及び納付日を記載した一覧表等が送付されたことから、一覧表に記載されている E 市 F 区役所、同区役所内に設置されている金融機関及びその他金融機関に照会したところ、いずれも請求期間当時の保険料の納付状況を確認できる資料は保存期間経過のため保管していない旨回答している。

また、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について、過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2300293 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（国）第 2300017 号

## 第 1 結論

昭和 60 年\*月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和 40 年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 60 年\*月から平成元年 3 月まで

私は、大学に入学した昭和 60 年\*月から、住民票上の住所は実家のある A 県 B 市に残したまま C 県 D 市に住んでいたが、同年\*月で 20 歳になり、具体的な時期は分からないが、実家に私の国民年金の加入案内の書類が届いてすぐに、父親が B 市役所で国民年金の加入手続きをしてくれた。また、私が大学を卒業するまでの請求期間の国民年金保険料については、学生の私に代わり、父親が納付してくれており、父親からは当時の勤務先の給料からの天引きにしていたと思うと聞いている。

しかし、国の記録によると、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続きは父親が B 市役所で行ってくれ、請求期間に係る国民年金保険料も父親が納付してくれた旨陳述しているところ、請求者の父親は、具体的な時期は覚えていないものの、大学生でも保険料を強制的に納付しなくてはならなかったため、B 市役所で請求者の国民年金の加入手続きを行い、保険料については、納付書が郵送されてきて自身でどこかに行って納付した記憶はないため、当時の勤務先の給与から控除され、勤務先が納付してくれていた可能性がある旨陳述している。

しかしながら、大学生の国民年金の加入については、制度上、平成 3 年 4 月 1 日から強制加入とされ、請求期間当時は任意加入の対象であった上、請求者の父親が当該期間当時に勤務していた事業所の担当者は、当時の賃金台帳は保存期間経過のため破棄済みであるが、給与からは法定のもの以外の控除を行うようなことはしていないので、従業員の子の国民年金保険料を控除するようなことはしていないと思う旨陳述していることから、請求者の国民年金の加入手続き状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、B市に対し、請求期間当時の国民年金加入者に係る資料について照会を行ったが、同市は、保存期間経過のため当時の資料は保管していない旨回答している。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者が大学卒業後に初めて厚生年金保険に加入した平成元年4月3日より前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 〇 関東信越（神奈川）（受）第 2300301 号  
厚生局事案番号 〇 関東信越（神奈川）（厚）第 2300046 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準報酬月額  
訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 〇 男  
基礎年金番号 〇  
生 年 月 日 〇 昭和 59 年生  
住 所 〇

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〇 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 1 日まで

令和 4 年 6 月末に A 社を退職する際、未払となっていた令和 2 年 4 月分から令和 4 年 5 月分  
までの期間に係る残業代の支払を受けたが、厚生年金保険の記録によると、請求期間に係る標  
準報酬月額について、令和 2 年 4 月から同年 6 月までの期間は記録訂正されておらず、同年 7  
月から令和 3 年 5 月までの期間は、事業主の届出による訂正後の標準報酬月額が保険給付の対  
象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっており、厚生年金保険料の支払  
について何の説明もなかった。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A 社を令和 4 年 6 月末に退職する際、令和 2 年 4 月分から令和 4 年 5 月分までの  
期間に係る未払残業代の支払を受けたので、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほ  
しい旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書（写）及び事業主から提出された賃金台帳  
（写）により確認できる、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚  
生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の保険給  
付の対象となる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、事業主は、前述の賃金台帳（写）の「厚生年金」欄に記載されている厚生年金保険料  
控除額以外に、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特  
例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給  
付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報  
酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい



ずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、前述の給与明細書（写）及び賃金台帳（写）により、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。